

提案書の募集について

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	令和7年度神奈川県観光情報SNS「Facebook、Instagram、X（旧Twitter）」運営業務委託
業務の仕様等	別添「令和7年度神奈川県観光情報SNS「Facebook、Instagram、X（旧Twitter）」運営業務委託仕様書のとおり
契約期間 (または履行期限)	契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
業務実施要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。 2 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。 3 「令和7年度神奈川県観光情報SNS「Facebook、Instagram、X（旧Twitter）」運営業務委託企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）に示す業務を履行する能力を有すること。 4 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしていないこと。 5 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）していること。 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 7 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。 8 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。 9 日本国内の法人格を有する者であること。
提案していただく内容	募集要項に記載のとおり
審査会開催予定日	令和7年3月19日（水）に開催予定
その他	当該契約の相手方決定の効果は、令和7年度神奈川県当初予算に係る議会の議決がなされ、令和7年4月1日の令和7年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

* 選定に当たっては、消費税を踏むすべての税を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、見積額に必要なすべての税を加算し、合計額を記載してください。

なお、合計額の算出にあたり1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

* 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和7年3月3日（月）17時まで（必着）に参加意思表明書を提出するとともに、令和7年3月11日（火）17時まで（必着）に次の担当所属あて提案書の提出をしてください。選定結果については、令和7年3月下旬（予定）までに通知いたします。

なお、上記内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無

効となります。

* 本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。

(1) 業者調査への協力

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等

<p>(担当所属名) (公社) 神奈川県観光協会</p>	<p>(問合せ先) 企画課 岸本 Tel 045-681-0007 Fax 045-681-0009</p>
----------------------------------	--